

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第二十五号

#### 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年広島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「長期優良住宅建築等計画」の下に「（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）」を「品確法」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 申請に係る長期優良住宅建築等計画が登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第五条第一項に規定する住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）の住宅性能評価（同項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）を受けた場合（適合審査を受けた場合を除く。）にあつては、当該住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書（同項に規定する住宅性能評価書をいう。以下同じ。）の写し及び当該長期優良住宅建築等計画が別表上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に定める基準に適合している旨を説明した図書

第三条第一号中「（品確法第五条第一項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）」を削る。

第六条中「、品確法第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関」を「、登録住宅性能評価機関」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

#### 別表（第二条関係）

区分	基準
構造躯体等の劣化対策	評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）第5の3の3―1(3)のうち等級3に要求される基準
耐震性	長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）第3の2(2)の基準
維持管理及び更新の容易性	次の各号に掲げる基準。ただし、二及び三の基準については、一戸建ての住宅には適用しない。 一 評価方法基準第5の4の4―1(3)イの基準 二 評価方法基準第5の4の4―2(3)イの基準 三 評価方法基準第5の4の4―3(3)イ①の基準

省エネルギー  
対策

評価方法基準第5の5の5-1(3)のうち等級4に要求される基準

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。